

証券コード 7089  
2022年6月2日

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目6番1号  
フォースタートアップス株式会社  
代表取締役社長 志水 雄一郎

## 第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月16日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |                                                                                                                    |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時          | 2022年6月17日（金曜日）午前10時                                                                                               |
| 2. 場 所          | 東京都港区六本木三丁目2番1号<br>住友不動産六本木グランドタワー9階<br>ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)                            |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第6期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第6期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項<br>第1号議案   | 定款一部変更の件                                                                                                           |
| 第2号議案           | 取締役8名選任の件                                                                                                          |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき提供書面のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、並びに連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://forstartups.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。

したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告並びに連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。また、本総会の決議内容（定時株主総会決議ご通知）のご案内につきましても、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://forstartups.com/>) に掲載させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

#### <新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点及び株主様の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前に書面により、議決権を行使していただくことを強くご推奨申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会開催日時点の状況に応じて、会場内におけるマスクの着用やアルコール消毒液の設置などの感染予防措置を講じます。ご出席される株主様におかれましても、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、受付前において、検温等を行う場合があります。株主様の安全を第一に考え、体調不良と見受けられる方には運営スタッフがご声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、開会後に体調がすぐれないように見受けられる方につきましても、運営スタッフがご声掛けする場合やご退出をお願いする場合もございますので、あらかじめご了承ください。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://forstartups.com/>) にてご案内申し上げます。

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 当社グループの現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

我が国においては、政府の成長戦略において、産業競争力強化の観点からスタートアップ企業の支援及びスタートアップエコシステム強化の重要性が提唱され、各種取組みが実行されています。そのような状況の中、2021年（暦年）における我が国のスタートアップ企業への投資額は過去最高値を記録したほか、ディープテックベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度やファンドによる海外投資規制の緩和など、制度面の拡充についても積極的に図られています。

また、直近においても、政府においてスタートアップ企業の育成のための5か年計画の策定が発表されるだけでなく、2022年3月15日に提言された経団連の「スタートアップ躍進ビジョン～10X10Xを目指して～」において、5年後までに起業数10倍、ユニコーン企業数100社・デカコーン企業2社以上が成長目標に据えられるなど、より一層スタートアップ企業の支援及びスタートアップエコシステム強化に向けた取組みが実行されつつあります。

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、「（共に）進化の中心へ」をミッションに、「for Startups」をビジョンに掲げ、成長産業支援として「タレントエージェンシー」、「オープンイノベーション」の2つのサービスのほか、「タレントエージェンシー」とのシナジーを創出し、当社グループが定義する成長産業支援をより強固なものとするため、当連結会計年度より投資事業を開始しております。

なお、当連結会計年度より、投資事業開始に伴う社内管理体制の変更により、報告セグメントを従来の「成長産業支援事業」の単一セグメントから「タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業」と「ベンチャーキャピタル事業」の2区分に変更しております。

各セグメント及びサービス別の経営環境及び経営成績は次のとおりであります。

(タレントエージェンシー&オープンイノベーション事業)

・タレントエージェンシー

タレントエージェンシーサービスは、スタートアップ・成長企業向けに人材紹介を中心とし

た人材支援サービスを提供しております。当連結会計年度においては、スタートアップ・成長企業の資金調達額の増加を背景とした人材需要の高まりにより、求人ニーズが高水準で推移するとともに、新規取引の引き合いも強い状況が継続しました。

このような中、採用ニーズの強い企業や経営幹部・エンジニアなどの需要の高いポジションの支援強化や採用ニーズの高いクライアントの採用をより強力に支援する採用支援サービスの営業強化が功を奏した結果、当連結会計年度における売上高は2,156,780千円となりました。

#### ・オープンイノベーション

オープンイノベーションサービスは、当社グループが運営するデータベース「STARTUP DB」を活用し、大手企業や官公庁・自治体とスタートアップ企業の連携を促進するサービスを提供しております。新規事業創出や既存事業変革、既存オペレーションのDX化に対して優先度高く向き合う大手企業の予算は引き続き底堅く推移している中、「Public Affairs (※) 」やスタートアップ企業の資金調達を支援する「資金調達支援」等の営業強化により、当連結会計年度における売上高は191,907千円となりました。

※ 産学官の連携を主体的に推進し、スタートアップ関連の事業を受託する当社グループのサービス

以上の結果、セグメント売上高は2,348,687千円、セグメント利益は606,633千円となりました。

#### (ベンチャーキャピタル事業)

当連結会計年度においては2社に投資を実行しております。ただし、設立初年度であり、管理費用のみが発生していることから、セグメント損失は4,318千円となりました。

なお、当セグメントには、子会社であるフォースタートアップスキャピタル合同会社、及び同社を通じて新たに組成したフォースタートアップス1号投資事業有限責任組合が含まれております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,348,687千円、営業利益は602,315千円、経常利益は606,167千円、親会社株主に帰属する当期純利益は461,522千円となりました。なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較を行っておりません。

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は127,465千円であります。その主なものは、本社移転に伴う設備工事及び什器備品であります。
- ③ 資金調達の状況  
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
当社は2021年5月21日付で、100%出資子会社であるフォースタートアップスキャピタル合同会社を設立しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業グループの財産及び損益の状況

| 区 分                         | 第 6 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年3月期) |
|-----------------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)                   | 2,348,687                        |
| 経 常 利 益(千円)                 | 606,167                          |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益(千円) | 461,522                          |
| 1 株当たり当期純利益 (円)             | 133.52                           |
| 総 資 産(千円)                   | 2,564,738                        |
| 純 資 産(千円)                   | 1,698,423                        |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)          | 433.76                           |

(注) 当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第5期以前の状況は記載しておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                | 第 3 期<br>(2019年3月期) | 第 4 期<br>(2020年3月期) | 第 5 期<br>(2021年3月期) | 第 6 期<br>(当事業年度)<br>(2022年3月期) |
|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高(千円)          | 1,045,083           | 1,262,890           | 1,273,285           | 2,348,687                      |
| 経 常 利 益(千円)        | 274,010             | 287,797             | 161,231             | 610,486                        |
| 当 期 純 利 益(千円)      | 192,102             | 203,096             | 95,168              | 458,027                        |
| 1 株当たり当期純利益 (円)    | 65.47               | 68.96               | 28.70               | 132.51                         |
| 総 資 産(千円)          | 576,612             | 1,130,624           | 1,400,957           | 2,390,973                      |
| 純 資 産(千円)          | 353,109             | 882,591             | 1,042,026           | 1,529,465                      |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円) | 120.12              | 281.14              | 305.38              | 432.77                         |

(注) 当社は、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

| 会 社 名       | 資 本 金    | 当社に対する<br>議 決 権 比 率 | 当 社 と の 関 係 |
|-------------|----------|---------------------|-------------|
| 株式会社ウィルグループ | 2,163百万円 | 54.61%              | 役員の兼任 2名    |

(注) 親会社と当社の間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

当社の営業取引において親会社等のグループ会社との取引はありませんが、親会社と一般株主との間に利益相反リスクが存在していることに鑑み、親会社等のグループ会社との利益相反取引を含む関連当事者取引については、関連当事者取引管理規程に基づき、当該取引の経済合理性等を確認し、取締役会の承認を得ることとしており、取引の健全性及び適正性を確保する体制を構築しております。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                | 資 本 金 | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容  |
|----------------------|-------|--------------------|----------------|
| フォースタートアップスキャピタル合同会社 | 10万円  | 100.00%            | スタートアップ企業等への投資 |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

##### ① 優秀人材の確保

当社グループの成長にとって最も重要な要素は「ヒト」であり、タレントエージェンシーサービスにおけるヒューマンキャピタリスト（営業担当者）のみならず、全社において優秀人材の確保が課題と考えております。積極的な採用活動（全社的な採用KPIの設定・採用部門の人員強化・採用関連費用の増加）により、人材確保に努めてまいります。

##### ② 人材育成の強化

積極的な人材採用により急激な組織拡大が予測され、今まで以上に社員の育成やエンゲージメントの強化が必要になると認識しております。このため、組織の拡大に応じた人事制度を設計することや、教育制度等を拡充することにより、人材育成に努めてまいります。

##### ③ タレントエージェンシーサービスにおける生産性の向上

タレントエージェンシーサービスの売上規模の拡大には、ヒューマンキャピタリストの増員のほか、一人当たりの生産性向上も必要であります。社員間のコミュニケーションの活性化や教育研修といった人材育成施策のほか、社内業務管理システムの機能強化や業務プロセスの改革による業務効率の改善を通じて、更なる生産性の向上に対応してまいります。

##### ④ 新規事業における売上高の拡大

当社グループは、主力サービスであるタレントエージェンシーを中心に堅調に成長している一方で、タレントエージェンシーの収益力への依存度が高い状態にあります。長期的な会社の発展及び成長産業支援の規模拡大のためにも、既存サービスの周辺領域の開拓や新規事業への進出に取り組んでまいります。

##### ⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、ビジネス上、個人情報や企業情報を含め、機密性の高い情報を有しております。定期的な社内教育の実施や管理体制の強化に取り組んでおりますが、内部統制の整備と実効性ある運用を通じて、組織の健全なる発展に努めてまいります。



(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

| 区 分                         | 内 容                                                                  |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| タレントエージェンシー & オープンイノベーション事業 | 主としてスタートアップ企業に対する人材紹介サービスの提供及び大手企業や官公庁・自治体とスタートアップ企業との連携を支援するサービスの提供 |
| ベンチャーキャピタル事業                | スタートアップ企業等への投資を実施                                                    |

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

|     |       |
|-----|-------|
| 本 社 | 東京都港区 |
|-----|-------|

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

①当社グループの使用人の状況

| 事 業 区 分                     | 使 用 人 数    |
|-----------------------------|------------|
| タレントエージェンシー & オープンイノベーション事業 | 115 (24) 名 |
| ベンチャーキャピタル事業                | 0 (0) 名    |
| 計                           | 115 (24) 名 |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より当社グループの使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

②当社の使用人の状況

| 事 業 区 分                     | 使 用 人 数    | 前事業年度末比増減   |
|-----------------------------|------------|-------------|
| タレントエージェンシー & オープンイノベーション事業 | 115 (24) 名 | 28名増 (10名増) |

- (注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年3月31日現在)

| 借入先         | 借入残高   |
|-------------|--------|
| 株式会社三井住友銀行  | 100百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 83百万円  |

(9) **その他企業グループの現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 11,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,528,800株  
(自己株式75株を含む)
- (3) 株主数 1,366名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                                              | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 ウ ィ ル グ ル ー プ                                              | 1,925,400株 | 54.56%  |
| 志 水 雄 一 郎                                                          | 238,100    | 6.74    |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRDA<br>C I S G ( F E - A C )              | 135,996    | 3.85    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行<br>( 証 券 投 資 信 託 口 )                     | 95,800     | 2.71    |
| G O L D M A N S A C H S<br>I N T E R N A T I O N A L               | 68,504     | 1.94    |
| 小 原 健                                                              | 65,400     | 1.85    |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GC<br>M CLIENT ACCOUNTS M L S C B R D  | 43,977     | 1.24    |
| 清 水 和 彦                                                            | 37,800     | 1.07    |
| 杉 本 容 啓                                                            | 37,200     | 1.05    |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITE<br>D OMNIBUS - MARGIN<br>( C A S H P B ) | 36,600     | 1.03    |

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                               |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                             | 第 3 回 新 株 予 約 権                            |
|-----------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                     |                     | 2017年9月19日                                  | 2019年4月24日                                 |
| 新 株 予 約 権 の 数                                 |                     | 1,104個                                      | 42個                                        |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる<br>株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式 662,400株<br>(新株予約権 1 個につき600株)         | 普通株式 25,200株<br>(新株予約権 1 個につき600株)         |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                           |                     | 新株予約権1個につき599円                              | 新株予約権 1 個につき2,340円                         |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり<br>140,000円<br>(1株当たり 234円)    | 新株予約権 1 個当たり<br>150,000円<br>(1株当たり 250円)   |
| 権 利 行 使 期 間                                   |                     | 2019年7月1日から<br>2027年6月30日まで                 | 2020年7月1日から<br>2027年6月30日まで                |
| 行 使 の 条 件                                     |                     | (注) 2                                       | (注) 2                                      |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                              | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 132個<br>目的となる株式数 79,200株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 17個<br>目的となる株式数 10,200株<br>保有者数 1名 |
|                                               | 社 外 取 締 役           | 該当なし                                        | 該当なし                                       |
|                                               | 監 査 役               | 該当なし                                        | 該当なし                                       |

|                        |                     | 第 4 回 新 株 予 約 権                             |
|------------------------|---------------------|---------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2022年2月7日                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 100個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 10,000株<br>(新株予約権1個につき100株)            |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 新株予約権1個につき1,700円                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 343,500円<br>(1株当たり 3,435円)       |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2025年7月1日から<br>2032年2月27日まで                 |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 3                                       |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 10,000株<br>保有者数 4名 |
|                        | 社 外 取 締 役           | 該当なし                                        |
|                        | 監 査 役               | 該当なし                                        |

- (注) 1. 当社の普通株式は、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込価額並びに新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。ただし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げております。
2. 第1回及び第3回の新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ① 1個を分割して行使することはできないものとする。
  - ② 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先、業務委託先、当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先及び業務委託先その他これに準ずる地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、またはその他権利行使資格を喪失した場合で当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
  - ③ 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
  - ④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

3. 第4回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 1個を分割して行使することはできないものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関連会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権者は、2025年3月期の事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様）に記載された売上高（ただし、投資事業から生じた売上高は除く。）が、下記(a)から(c)に記載したいずれかの条件を充たした場合、各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として、2025年7月1日から本新株予約権を行使することができる。
  - (a) 売上高が4,000百万円を超過した場合： 行使可能割合80%
  - (b) 売上高が4,500百万円を超過した場合： 行使可能割合90%
  - (c) 売上高が5,000百万円を超過した場合： 行使可能割合100%なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ⑤ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

| 第 5 回 新 株 予 約 権        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 発 行 決 議 日              | 2022年2月7日                      |
| 新 株 予 約 権 の 数          | 42,000個                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 42,000株<br>(新株予約権1個につき1株) |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権1個につき17円                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり 3,435円                   |
| 権 利 行 使 期 間            | 2025年7月1日から<br>2032年2月27日まで    |
| 主 な 行 使 の 条 件          | (注) 1                          |
| 割 当 先                  | 受託者<br>コタエル信託株式会社<br>(注) 2     |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 1個を分割して行使することはできないものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員又は顧問若しくは業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権者は、2025年3月期の事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様）に記載された売上高（ただし、投資事業から生じた売上高は除く。）が、下記(a)から(c)に記載したいずれかの条件を充たした場合、各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として、2025年7月1日から本新株予約権を行使することができる。

(a) 売上高が4,000百万円を超過した場合： 行使可能割合80%

(b) 売上高が4,500百万円を超過した場合： 行使可能割合90%

(c) 売上高が5,000百万円を超過した場合： 行使可能割合100%

なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

⑤その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

2. コタエル信託株式会社は、時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日時点の当社従業員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。



## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                   |
|----------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役    | 志水 雄一郎 | 社長                                                                                                             |
| 常務取締役    | 恒田 有希子 | タレントエージェンシー本部長                                                                                                 |
| 取締役      | 菊池 烈   | コーポレート本部長                                                                                                      |
| 取締役      | 清水 和彦  | アクセラレーション本部長<br>フォースタートアップスキャピタル合同会社社職務執行者                                                                     |
| 取締役      | 大原 茂   | 株式会社ウィルグループ代表取締役社長<br>株式会社ウィルオブ・ワーク取締役<br>株式会社ウィルオブ・コンストラクション取締役                                               |
| 取締役      | 齋藤 太郎  | 株式会社dof代表取締役社長<br>株式会社CARTA HOLDINGS社外取締役<br>株式会社CC取締役<br>株式会社ZOZO社外取締役                                        |
| 取締役      | 堀内 雅生  | 株式会社USEN - NEXT HOLDINGS常勤監査役<br>株式会社サイバーエージェント社外取締役<br>(監査等委員)<br>株式会社ランディックス社外監査役<br>株式会社ペイロール 社外取締役 (監査等委員) |
| 常勤監査役    | 志磨 純子  |                                                                                                                |
| 監査役      | 秋元 芳央  | 英和法律事務所パートナー<br>株式会社ギフティ社外監査役<br>株式会社ミラティブ社外監査役                                                                |
| 監査役      | 澤田 静華  | 株式会社ウィルグループ社外監査役<br>株式会社ウィルオブ・ワーク監査役<br>株式会社ウィルオブ・コンストラクション監査役<br>株式会社ボーダーリンク監査役                               |

- (注) 1. 取締役齋藤太郎氏及び取締役堀内雅生氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役志磨純子氏及び監査役秋元芳央氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役志磨純子氏及び監査役澤田静華氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役志磨純子氏は、監査法人での長年の業務経験を有しております。
  - ・監査役澤田静華氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 監査役秋元芳央氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役齋藤太郎氏、取締役堀内雅生氏、常勤監査役志磨純子氏及び監査役秋元芳央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                    |                    | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 82,802<br>(4,800)  | 82,560<br>(4,800)  | －<br>(－)    | 242<br>(－) | 6<br>(2)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 7,800<br>(7,800)   | 7,800<br>(7,800)   | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 2<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 90,602<br>(12,600) | 90,360<br>(12,600) | －<br>(－)    | 242<br>(－) | 8<br>(4)              |

- (注) 1. 上記の非金銭報酬等の総額は、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であります。
2. 取締役及び監査役の支給人員は、無報酬の取締役1名及び監査役1名をそれぞれ除いております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、2019年11月5日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2019年11月5日開催の臨時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
6. 各取締役の報酬額は、固定報酬及び非金銭報酬等により構成されており、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、取締役会の決議により一任された代表取締役社長志水雄一郎が、あらかじめ内規で定めた役職別のガイドラインをベースに、各取締役の職責や職務執行の状況、及び会社の業績や経済状況等を考慮し、決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

- ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。
- ③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされております。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役齋藤太郎氏は、株式会社dofの代表取締役社長、株式会社CC取締役、株式会社CARTA HOLDINGSの社外取締役、及び株式会社ZOZOの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役堀内雅生氏は、株式会社USEN - NEXT HOLDINGS常勤監査役、株式会社サイバーエージェント社外取締役（監査等委員）、株式会社ランディックス社外監査役、及び株式会社ペイロール社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役秋元芳央氏は、英和法律事務所のパートナー、並びに株式会社ギフティ、及び株式会社ミラティブの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                               |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 齋藤 太郎 | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。特に当社の知名度向上やブランディング戦略に関する有益なアドバイスを通じてコーポレート・ガバナンスの強化に、適切な役割を果たしております。 |

|     |       | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                    |
|-----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 堀内 雅生 | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。出席した取締役会において、管理部門の責任者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。特に取締役の職務執行の監督機能の強化に対して、適切な役割を果たしております。 |
| 監査役 | 志磨 純子 | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、監査法人での長年の業務経験と財務の見識に基づき、専門的見地から適宜発言を行っております。             |
| 監査役 | 秋元 芳央 | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての観点から、適切な助言・提言等を適宜行っております。                                     |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

三優監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 12,800千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,800千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めています。

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけておりますが、財務体質の強化に加えて、事業拡大、収益力強化のための必要投資に充当し、企業価値を向上させることが当面の課題と考えております。現時点において、配当の実施及びその実施時期等については未定であります。将来的には、経営成績、財政状態及び内部留保とのバランス等を統合的に勘案しながら配当の実施を目指していく方針であります。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                | 金 額       |
|-----------------|-----------|--------------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )     |           | ( 負 債 の 部 )        |           |
| 流 動 資 産         | 2,167,298 | 流 動 負 債            | 799,640   |
| 現金及び預金          | 1,717,761 | 未 払 金              | 291,234   |
| 売 掛 金           | 272,034   | 1年以内返済予定の<br>長期借入金 | 116,664   |
| 営業投資有価証券        | 154,685   | 未払法人税等             | 178,098   |
| 前 払 費 用         | 18,645    | 未払消費税等             | 78,456    |
| そ の 他           | 4,171     | 賞 与 引 当 金          | 58,338    |
| 固 定 資 産         | 397,440   | そ の 他              | 76,848    |
| 有 形 固 定 資 産     | 131,656   | 固 定 負 債            | 66,674    |
| 建 物             | 109,824   | 長 期 借 入 金          | 66,674    |
| 工具、器具及び備品       | 21,831    | 負 債 合 計            | 866,314   |
| 無 形 固 定 資 産     | 2,879     | ( 純 資 産 の 部 )      |           |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 2,756     | 株 主 資 本            | 1,530,609 |
| そ の 他           | 122       | 資 本 金              | 224,331   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 262,904   | 資 本 剰 余 金          | 224,331   |
| 投 資 有 価 証 券     | 56,063    | 利 益 剰 余 金          | 1,082,233 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 53,684    | 自 己 株 式            | △286      |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 152,838   | その他の包括利益累計額        | 18        |
| そ の 他           | 316       | その他有価証券評価差額金       | 18        |
| 資 産 合 計         | 2,564,738 | 新 株 予 約 権          | 2,332     |
|                 |           | 非 支 配 株 主 持 分      | 165,463   |
|                 |           | 純 資 産 合 計          | 1,698,423 |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計      | 2,564,738 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                                 | 金 額       |
|-------------------------------------|-----------|
| 売 上 高                               | 2,348,687 |
| 売 上 原 価                             | 361,776   |
| 売 上 総 利 益                           | 1,986,910 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                 | 1,384,595 |
| 営 業 利 益                             | 602,315   |
| 営 業 外 収 益                           |           |
| 受 取 利 息                             | 11        |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益                   | 3,031     |
| そ の 他                               | 1,536     |
| 営 業 外 費 用                           |           |
| 支 払 利 息                             | 626       |
| そ の 他                               | 99        |
| 経 常 利 益                             | 606,167   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益               | 606,167   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税             | 184,531   |
| 法 人 税 等 調 整 額                       | △29,349   |
| 当 期 純 利 益                           | 450,985   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ( △ ) | △10,536   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益       | 461,522   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|------------------|-----------|-------------------|-----------|
| (資産の部)           |           | (負債の部)            |           |
| 流動資産             | 1,793,433 | 流動負債              | 794,834   |
| 現金及び預金           | 1,498,582 | 未払金               | 290,123   |
| 売掛金              | 272,034   | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 116,664   |
| 前払費用             | 18,645    | 未払費用              | 32,444    |
| その他              | 4,171     | 未払法人税等            | 175,375   |
| 固定資産             | 597,540   | 未払消費税等            | 77,566    |
| 有形固定資産           | 131,656   | 前受金               | 12,618    |
| 建物               | 109,824   | 預り金               | 19,089    |
| 工具、器具及び備品        | 21,831    | 賞与引当金             | 58,338    |
| 無形固定資産           | 2,879     | その他               | 12,615    |
| ソフトウェア           | 2,756     | 固定負債              | 66,674    |
| その他              | 122       | 長期借入金             | 66,674    |
| 投資その他の資産         | 463,004   | 負債合計              | 861,508   |
| 投資有価証券           | 56,063    | (純資産の部)           |           |
| その他の関係会社<br>有価証券 | 200,100   | 株主資本              | 1,527,114 |
| 繰延税金資産           | 53,684    | 資本金               | 224,331   |
| 敷金及び保証金          | 152,838   | 資本剰余金             | 224,331   |
| その他              | 316       | 資本準備金             | 224,331   |
| 資産合計             | 2,390,973 | 利益剰余金             | 1,078,738 |
|                  |           | その他利益剰余金          | 1,078,738 |
|                  |           | 繰越利益剰余金           | 1,078,738 |
|                  |           | 自己株式              | △286      |
|                  |           | 評価・換算差額等          | 18        |
|                  |           | その他有価証券評価差額金      | 18        |
|                  |           | 新株予約権             | 2,332     |
|                  |           | 純資産合計             | 1,529,465 |
|                  |           | 負債純資産合計           | 2,390,973 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 2,348,687 |
| 売上原価         | 361,776   |
| 売上総利益        | 1,986,910 |
| 販売費及び一般管理費   | 1,380,276 |
| 営業利益         | 606,633   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 11        |
| 投資事業組合運用益    | 3,031     |
| その他の         | 1,535     |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 626       |
| その他          | 99        |
| 経常利益         | 610,486   |
| 税引前当期純利益     | 610,486   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 181,808   |
| 法人税等調整額      | △29,349   |
| 当期純利益        | 458,027   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

フォースタートアップス株式会社  
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩 田 亘 人  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 井 形 敦 昌  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フォースタートアップス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォースタートアップス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

フォースタートアップス株式会社  
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 岩 田 亘 人

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 井 形 敦 昌

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フォースタートアップス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。



・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、業務執行社員等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

フォースタートアップス株式会社 監査役会

|              |     |     |   |
|--------------|-----|-----|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 志 磨 | 純 子 | Ⓔ |
| 監査役（社外監査役）   | 秋 元 | 芳 央 | Ⓔ |
| 監査役          | 澤 田 | 静 華 | Ⓔ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款の変更をお願いするものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                | 変 更 案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | (削 除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>                                                                                                     |
| (新 設)   | <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p>                                                                                                                                                                                                                                          |
| (新 設)   | <p>第1条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。



取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | <br>し みず ゆう いち ろう<br>志水 雄一郎<br>(1972年6月27日) | 1996年4月 株式会社インテリジェンス（現 パーソルキャリア株式会社）入社<br>2012年10月 株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク）入社<br>2013年4月 同社 ネットジンザイバンク事業部長<br>2016年9月 株式会社ネットジンザイバンク（現 当社）代表取締役社長（現任）                                                   | 238,100株       |
| 2     | <br>つね だ ゆ き こ<br>恒田 有希子<br>(1984年11月2日)   | 2007年4月 株式会社サミーネットワークス入社<br>2013年8月 株式会社メタップス入社<br>2016年10月 株式会社ネットジンザイバンク（現 当社）入社<br>2018年4月 当社執行役員<br>2019年1月 当社執行役員兼タレントエージェンシー本部長<br>2019年6月 当社取締役兼タレントエージェンシー本部長<br>2021年6月 当社常務取締役兼タレントエージェンシー本部長（現任） | 34,200株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     |  <p>きく ち いさお<br/>菊 池 烈<br/>(1987年5月10日)</p>     | <p>2010年9月 有限責任監査法人トーマツ入所<br/>2017年10月 公認会計士登録<br/>2018年7月 当社監査役<br/>2018年12月 当社執行役員兼コーポレート本部長<br/>2019年6月 当社取締役兼コーポレート本部長 (現任)</p>                                                                                                                                                                                                       | -              |
| 4     |  <p>し みず かず ひこ<br/>清 水 和 彦<br/>(1982年6月16日)</p> | <p>2005年4月 株式会社グローリアス入社<br/>2008年12月 株式会社RSS広告社 (現 Fringe81株式会社) 入社<br/>2012年3月 株式会社ウィルグループ入社<br/>2014年10月 株式会社セントメディア (現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 入社<br/>2016年9月 株式会社ネットジンザイバンク (現 当社) 入社<br/>2018年4月 当社執行役員<br/>2019年1月 当社執行役員兼人事本部長<br/>2019年6月 当社取締役兼人事本部長<br/>2019年7月 当社取締役兼アクセラレーション本部長 (現任)<br/>2021年5月 フォーススタートアップスキャピタル合同会社 職務執行者 (現任)</p> | 37,800株        |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         |  <p data-bbox="258 641 489 712">おおの だいごろう<br/>大原 茂<br/>(1968年8月27日)</p>       | <p data-bbox="505 208 1150 232">1991年4月 株式会社長谷工コーポレーション入社</p> <p data-bbox="505 247 1010 272">1996年1月 シーガルコーポレーション創業</p> <p data-bbox="505 285 1150 340">1999年1月 有限会社シーガルコーポレーション改組 代表取締役</p> <p data-bbox="505 353 1150 408">2000年2月 株式会社セントメディア (現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 取締役</p> <p data-bbox="505 421 843 446">2006年3月 同社代表取締役</p> <p data-bbox="505 459 1010 483">2014年6月 株式会社ウィルグループ取締役</p> <p data-bbox="505 497 1081 521">2015年9月 株式会社クリエイティブバンク取締役</p> <p data-bbox="505 535 1150 589">2016年6月 株式会社ウィルグループ代表取締役社長 (現任)</p> <p data-bbox="505 603 1010 627">株式会社ボーダーリンク取締役</p> <p data-bbox="505 641 1135 695">2016年9月 株式会社ネットジンザイバンク (現 当社) 取締役 (現任)</p> <p data-bbox="505 709 1150 763">2018年6月 C4株式会社 (現 株式会社ウィルオブ・コンストラクション) 代表取締役</p> <p data-bbox="505 777 1150 831">2019年6月 株式会社セントメディア (現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 取締役 (現任)</p> <p data-bbox="505 845 1127 899">2021年4月 株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役 (現任)</p> | —              |
| 6         |  <p data-bbox="258 1165 489 1236">さいとう たいごろう<br/>齋藤 太郎<br/>(1972年11月24日)</p> | <p data-bbox="505 929 1135 984">1995年4月 株式会社電通 (現 株式会社電通グループ) 入社</p> <p data-bbox="505 997 954 1022">2005年5月 株式会社dof設立 取締役</p> <p data-bbox="505 1035 969 1059">2009年6月 同社代表取締役社長 (現任)</p> <p data-bbox="505 1073 1150 1127">2014年12月 株式会社VOYAGE GROUP (現 株式会社 CARTA HOLDINGS) 社外取締役 (現任)</p> <p data-bbox="505 1141 1029 1165">2017年1月 株式会社CC設立 取締役 (現任)</p> <p data-bbox="505 1179 923 1203">2019年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p data-bbox="505 1217 1044 1241">2020年6月 株式会社ZOZO社外取締役 (現任)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | —              |



| 候補者番号   | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7       |  <p>ほりうちまさお<br/>堀内雅生<br/>(1969年11月13日)</p>  | <p>1992年4月 日本インベストメント・ファイナンス株式会社(現 大和企業投資株式会社)入社<br/>           1995年4月 株式会社インテリジェンス(現 パーソルキャリア株式会社)入社<br/>           1998年3月 株式会社サイバーエージェント社外監査役<br/>           2009年4月 株式会社USEN(現 株式会社 USEN-NEXT HOLDINGS)内部統制室長<br/>           2010年5月 税理士登録<br/>           2010年12月 株式会社U-NEXT(現 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS)取締役管理本部長<br/>           2017年7月 株式会社U-NEXT(現 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS)常勤監査役(現任)<br/>           2017年12月 株式会社サイバーエージェント社外取締役(監査等委員)(現任)<br/>           2018年6月 株式会社ランディックス社外監査役(現任)<br/>           2018年6月 株式会社ペイロール社外取締役(監査等委員)(現任)<br/>           2020年6月 当社社外取締役(現任)</p> | 200株           |
| 8<br>新任 |  <p>うめざわたかあき<br/>梅澤高明<br/>(1962年6月26日)</p> | <p>1986年4月 日産自動車株式会社入社<br/>           1995年9月 A.T.カーニー(米国)入社<br/>           2004年1月 A.T.カーニー パートナー昇格<br/>           2007年4月 A.T.カーニー 日本代表<br/>           2012年1月 A.T.カーニー グローバル取締役<br/>           2014年1月 A.T.カーニー 日本法人会長(現任)<br/>           2017年6月 クールジャパン機構社外取締役<br/>           2019年4月 CIC Japan会長(現任)<br/>           2019年6月 内閣府「知的財産戦略本部本部員」(現任)<br/>           2021年10月 当社顧問(現任)<br/>           2021年11月 観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり検討委員会」座長(現任)</p>                                                                                                                         | -              |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 齋藤太郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 堀内雅生氏は、社外取締役候補者であります。
4. 梅澤高明氏は、社外取締役候補者であります。
5. (1) 齋藤太郎氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、企業経営者としての豊富な経験及び上場会社での社外取締役としての経験を有していることに加え、特にクリエイティブ領域において多様な知見を有していることから、引き続き当社の知名度向上やブランディング戦略に関する有益なアドバイスを通じてコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただくことを期待したためであります。
- (2) 堀内雅生氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、管理部門における長年の業務経験及び上場会社での社外取締役及び監査役としての豊富な経験を有していることから、引き続き客観的・中立的立場で取締役の職務の執行の監督機能の強化に活かしていただくことを期待したためであります。
- (3) 梅澤高明氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、A.T.カーニー、CIC Japan、クールジャパン機構などにおいてトップマネジメントあるいは社外取締役としてのご経験を有していることに加え、官公庁の委員を務めるなど、産業全般に関する知見と指導経験を有していることから、当社グループが成長産業支援事業者として業容を拡大していくにあたり、ガバナンスと事業推進の両面からみても、当社グループの経営に適切な助言・監督を行っていただくことを期待したためであります。
6. 齋藤太郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。堀内雅生氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 大原茂氏は、当社の親会社である株式会社ウィルグループの代表取締役社長であり、同社は当社の特定関係事業者に該当いたします。
8. 当社は、齋藤太郎氏及び堀内雅生氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定められた額又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、齋藤太郎氏及び堀内雅生氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、梅澤高明氏が選任された場合は、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
9. 当社は、齋藤太郎氏及び堀内雅生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、梅澤高明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は同氏を同所に独立役員として届け出る予定であります。

#### 10. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、役員が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案通り承認され、各候補者が取締役现就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約では被保険者である役員等がその職務の遂行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとされています。ただし、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約は2023年3月1日に更新する予定であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木三丁目2番1号  
住友不動産六本木グランドタワー9階  
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター  
電話：03-5545-1722



|      |                                                    |
|------|----------------------------------------------------|
| 交通機関 | 「六本木一丁目駅」西改札直結（南北線）<br>「六本木駅」5番出口より徒歩6分（日比谷線・大江戸線） |
|------|----------------------------------------------------|

- ※駐車場・駐輪場はご用意しておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ※ご出席の際には、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ※新型コロナウイルスに関するお知らせについて本招集ご通知の2頁に記載しておりますので、合わせてご確認ください。
- ※お土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。